

# 女性人材・起業家育成支援事業委託プロポーザル評価基準

(令和8年5月1日決裁)

## 1 位置づけ

この基準は、女性人材・起業家育成支援事業委託プロポーザル選考委員会が市女性人材・起業家育成支援事業の受託候補者を選定するための評価の基準等について示すものである。

## 2 評価方法及び受託候補者の選定

受託候補者の選定は、企画提案書やヒアリングの内容を踏まえ、別表「評価基準表」に基づく選考委員会の各委員の採点により、次の選定順に従い順次選定する。ただし、採点した委員の平均得点が84点に満たない場合は、不適格とみなして受託候補者とししないものとする。

〈選定順〉

- ア 過半数を超える委員から最高順位を得た者
- イ アにより決しない場合、全委員の合計得点の最高得点者
- ウ 最高得点者が複数ある場合は、企画提案に係る項目の評価点が最も高い者
- エ ウが複数ある場合は、提案金額の最も安価な者

## 3 評価点

採点に当たっては、「評価基準表」に定める各項目の着眼点を踏まえ、次表に定める6段階の評価を行い、それぞれの区分に応じた評価点を算出するものとする。

評価段階	配点が5点の場合	配点が10点の場合	配点が20点の場合
A 極めて優れている	5	10	20
B 優れている	4	8	16
C 普通（標準的）	3	6	12
D やや劣っている	2	4	8
E 劣っている	1	2	4
F 記述がない	0	0	0

## 4 留意点

評価は、プレゼンテーションにおける説明技術によらず、提案内容等の優劣をもって評価するものとする。

## 別表

## 評価基準表

大項目	小項目	評価の着眼点	配点
1 実施方針	①理解度、考え方	業務の目的、条件、内容の理解度が高い場合、優位に評価する。	10
	②取組意欲・積極性	主体的かつ前向きな取組意欲が認められる場合、優位に評価する。	5
2 業務遂行能力	①実施体制	地域内で業務に必要なネットワークを有し、円滑に業務を遂行できる実施体制が構築されている場合、優位に評価する。	10
3 類似業務の実績	①提案者の実績	提案者として業務を適切に遂行できる類似業務の実績を有している場合、優位に評価する。	10
	②配置予定者の実績、経験	配置予定者が業務を確実に遂行するに足る類似業務の実績、経験等を有している場合、優位に評価する。	10
4 企画提案内容	①女性起業家育成講座	女性の多様なライフスタイルや家庭・就労環境等を十分に理解・考慮し、1人ひとりの能力や希望等に応じ、起業やキャリアアップ等を図ることができる内容や構成となっている場合、優位に評価する。	20
	②女性起業家フォローアップ講座	起業等を行っている方などに対し、それぞれの状況やニーズに応じた柔軟な支援につながっており、かつ、受託者とだけでなく、参加者間のネットワーク構築やエンパワーメントにつながる内容となっている場合、優位に評価する。	20
	③女性デジタル人材育成講座【社会人向け及び学生向け】	現在及び将来のビジネス・社会環境下において有用なテーマが選択されており、かつ、単なる技術習得に留まらず、自身の活動やしごと等に活かせる内容となっている場合、優位に評価する。	20
	④起業・就職等に向けた個別支援	相談に対する対応方法に加え、参加者が相談しやすい相談体制が具体的に示されており、相談状況や課題をタイムリーに発注者と共有するとともに、対応方法等について発注者からのフィードバックを柔軟に反映し、支援内容を改善していく仕組みが構築されている場合、優位に評価する。	20
5 工程計画		業務実施手順を示す実施のフロー、スケジュールに妥当性が認められる場合、優位に評価する。	10
6 見積の妥当性		提案内容に対して見積金額が妥当であり、項目別の見積や金額等の関係が適切である場合、優位に評価する。	5
合計			140